指定通所介護（デイサービスセンター野辺山）利用契約書

（以下「利用者」という。）と南牧村デイサービスセンター野辺山「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う通所介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章　総則

第１条　（契約の目的）

１　事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第４条及び第５条に定める通所介護サービスを提供します。

２　事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙「（サービス利用書）」に定めるとおりとします。

第２条　（契約の期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の２日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第３条　（通所介護計画の決定・変更）

１　事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。

２　事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

３　事業者は、通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

４　事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。

５　事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第４条　（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付サービスとして、事業所において、利用者に対して日常生活上の世話を提供するものとします。

第５条　（介護保険給付対象外サービス）

１　事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。

２　前項の他、事業者は、食費、オムツ、理美容のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

３　前２項のサービスについて、その利用料は利用者が負担するものとします。
４　事業者は、第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対して分かりやすく説明するものとします。

第二章　サービスの利用と料金の支払

第６条　（サービス利用料金の支払）
１　利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
２　前項の他、契約者は、食費、オムツ代、理・美容代等利用者の日常生活上必要となる諸経費実費を支払うものとします。
３　利用者は、前２項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了後、支払うものとします。

第７条　（利用日の中止）
利用者は、通所介護サービス利用の中止を、サービス提供日の当日朝８：３０までに事業者に申し出るものとします。

第８条　（利用料金の変更）
１　サービスの利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
２　サービスの利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の２カ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
３　利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章　事業者の義務

第９条　（事業者及びサービス従事者の義務）
１　事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
２　事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、利用者から聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
３　事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを２年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
４　事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第１０条　（守秘義務）

１　事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

２　事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

３　前２項にかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、サービス提供開始時にあらかじめ利用者及び家族に十分な説明の上同意を得ておくことにより、利用者又は利用者の家族等の個人情報を提供することができるものとします。

第四章　利用者の義務

第１１条　（利用者の施設利用上の注意義務等）

１　利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

２　利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第五章　損害賠償（事業者の義務違反）

第１２条　（損害賠償責任）

１　事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

　但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第１３条　（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

１　利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

２　利用者が、サービスの実施あたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

３　利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

４　利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第１４条　（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章　契約の終了

第１５条　（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

１　利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　利用者が死亡した場合

二　要介護認定により利用者の心身状況が要支援と判定された場合

三　事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四　施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

２　事業所は、前項一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第１６条　（利用者からの中途解約）

１　利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

２　利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一　第８条第３項により本契約を解約する場合

二　利用者が入院した場合

三　利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第１７条　（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

１　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。

２　事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合。

３　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合

４　他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

第１８条　（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます

１　利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合。

２　利用者による、第６条に定めるサービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

３　利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

4　利用者、その家族、関係者が、事業者は職員、他の利用所の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合。

［本項目に該当する具体例］

セクシャルハラスメント行為・暴力行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的、

理不尽な要求、威圧的、攻撃的な言動、悪意、敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言等により、職員、他の利用者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合

第１９条　（精算）

第15条第１項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第11条第２項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から１週間以内に精算するものとします。

第七章　その他

第２０条　（苦情処理）

事業者は、利用者からの相談・苦情に対して、受け付ける窓口を開設して適切に対応するものとします。また、事業者は苦情等を述べた利用者に対して不利益な扱いをしてはならないものとします。

第２１条　（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各１通を保持するものとします。
又、事業者は利用者に対し【別紙　重要事項説明書】に基づいて、重要な事項を説明し利用者は、重要な事項の説明を受けました。

契約締結日　令和　　年　　月　　日

事　業　者　住 所　　長野県南佐久郡南牧村野辺山字喜峯ｶﾞ丘65-3
社会福祉法人　ジェイエー長野会
南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山

管理者氏名　施設長　　柴崎　好広

利 用 者　　住所

氏名

（代理者）　住所

氏名

事業所が、居宅介護支援事業者等関係機関との連携を図るため、利用者に係る情報を用いる事に同意します。

利 用 者　　氏名

「地域密着型通所介護」

南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山

【別紙　重要事項説明書】

あなたに対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1　事業者

事業の名称　　社会福祉法人　ジェイエー長野会
所在地　　長野市大字南長野北石堂町1177-3
種別　　社会福祉法人
代表者　　理事長　上原　孝義
電話番号　　026-223-0533

2　利用施設

施設の名称　　南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山
所在地　　長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字喜峯ケ丘65-3
管理者　　施設長　柴崎　好広
電話番号　　0267-91-1155
ＦＡＸ番号　　0267-98-5188

3　利用施設であわせ実施する事業

事業所の種類		長野県知事の事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設	令和2年4月1日	2072000173	80　人
居宅	短期入所生活介護	令和2年4月1日	2072000173	19　人
	介護予防短期入所生活介護	平成30年4月1日	2072000173	
〃	地域密着型通所介護	令和3年4月1日	2072000355	18　人
	介護予防・日常生活支援総合事業	令和3年4月1日	2072000355	

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をします。
また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供するとともに、地域や家庭との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。

4　南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山の概要

総 敷 地 面 積　　３６，５３５㎡
建　物　構　造　　鉄筋コンクリート造平屋建
延 べ 床 面 積　　７６４．４㎡
利　用　定　員　　１８名

(1)　施設の概要

定　　員	１８名
食堂・機能訓練室	１室（107.2㎡）
デイルーム	１室（54.4㎡）
静養室	１室（2床）
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります
他	トイレ、給湯コーナー等

(2)　職員体制（主たる職員）

職　　種	員数	常　勤	非常勤	事業所の指定基準
施　設　長	1	1（兼務）		1
生 活 相 談 員	1	1		1
管 理 栄 養 士	1	1（兼務）		
事 務 員・運 転 手	1	1（兼務）		
介　護　職　員	5	3	2	2
看　護　職　員	1		1	1
機能訓練指導員	1		1	1

(3)　営業日及び営業時間

営業日　　月曜日から土曜日及び祝日
休　日　　日曜日、１２月３０日～１月３日
開所時間　　午前８時００分～午後５時００分
サービス提供時間　　通　常：午前８時４５分～午後４時１５分
　　時間外：要相談

5　サービスの内容

（1）　居室

南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山内

（2）　介護

居宅サービス計画に沿って、下記の介護を行います。

（着替え、排泄、食事、入浴、等の介護、おむつ交換、施設内の移動の付き添い等）

（3）　入浴

原則として毎回ご利用いただけます、ただし、状態に応じて特殊浴または清拭となる場合があります。

（4）　食事

昼食　　１１時３０分～

（5）　送迎

朝・夕の送迎を毎回行います。

（6）　健康管理・相談

毎回看護師が検温・血圧・脈拍を測定し、健康管理を行います。また、いつでも健康相談サービスを受けることができます。

（7）　生活相談

常勤の生活相談員に日常生活に関することも含めて相談できます。

（8）　レクリエーション

毎回実施しています（ゲーム・創作など）。

毎月各種行事（端午の節句、敬老の日祝賀会、クリスマス等）を行います。

（9）　機能訓練

生活リハビリも含め、体操等を行います。

(10)　特別希望食

通常のメニューの他に利用者の希望に応じた特別食（外食）の相談を承りますご利用の際は前日までにお申し出ください。料金は別途かかります。

6　料金

（1）　基本料金

1)　施設利用料（要介護度の変更により変わります）

＊地域密着型 4 3 時間以上 時間未満

介　護　度	1日当たりの自己負担額
要 介 護 度 1	416　円
要 介 護 度 2	478　円
要 介 護 度 3	540　円
要 介 護 度 4	600　円
要 介 護 度 5	663　円

＊地域密着型 5 4 時間以上 時間未満

介　護　度	1日当たりの自己負担額
要 介 護 度 1	436　円
要 介 護 度 2	501　円
要 介 護 度 3	566　円
要 介 護 度 4	629　円
要 介 護 度 5	695　円

＊地域密着型 6 5 時間以上 時間未満

介　護　度	1日当たりの自己負担額
要 介 護 度 1	657　円
要 介 護 度 2	776　円
要 介 護 度 3	896　円
要 介 護 度 4	1,013　円
要 介 護 度 5	1,134　円

＊地域密着型 7 6 時間以上 時間未満

介　護　度	1日当たりの自己負担額
要 介 護 度 1	678　円
要 介 護 度 2	801　円
要 介 護 度 3	925　円
要 介 護 度 4	1,049　円
要 介 護 度 5	1,173　円

利用料の自己負担額は「介護報酬告示上の額」となります。

＊地域密着型 8 7 時間以上 時間未満

介　護　度	1日当たりの自己負担額
要 介 護 度 1	753　円
要 介 護 度 2	890　円
要 介 護 度 3	1,032　円
要 介 護 度 4	1,172　円
要 介 護 度 5	1,312　円

＊地域密着型 9 8 時間以上 時間未満

介　護　度	1日当たりの自己負担額
要 介 護 度 1	783　円
要 介 護 度 2	925　円
要 介 護 度 3	1,072　円
要 介 護 度 4	1,220　円
要 介 護 度 5	1,365　円

2)　加算料金

加算名	内容	単位	加算額
入浴介助加算 （Ⅰ）	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助をします。 入浴に関わる職員に対し、入浴に関する研修等を行います。	1回 40単位	40円
入浴介助加算 （Ⅱ）	利用者が自宅で、自身又は家族の介助によって入浴ができるよう、利用者の身体状況や自宅の浴室を関係者で評価し、入浴計画を作成します。同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行います。	1回 55単位	55円
口腔・栄養 スクリーニング加算	栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に関わる情報を文書で共有した場合、6ヶ月に1回を限度として算定されます。	5単位	5円
栄養 アセスメント加算	管理栄養士と他職種で共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対してその結果を説明し、必要に応じて栄養相談を行います。	月 50単位	50円
栄養改善加算	管理栄養士が栄養改善サービスに当たって、必要に応じて居宅に訪問し、栄養などの相談を行います。	1回 200単位	200円
介護職員処遇改善 加算（Ⅰロ）	(1) 基本料金の1) 介護福祉施設サービス費及び(2)加算料金のうち該当する項目を合算し金額に乗じて得た金額を負担いただきます。	所定単位数の 12.7%	
サービス提供体制加算	介護福祉士を70%以上配置し、サービスの質の向上に質する取り組みを実施します。	1回	22円
科学的介護推進体制加算	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すにあたり、情報の活用を行うこと。	月 40単位	40円
送迎減算	送迎を行わない場合（利用者様がご家族の送迎で通所する場合）に送迎未実施に係る減算の対象となります。	片道 -47単位	-47円

3)　その他の料金

・食　　費　　１日　　600円
・おむつ代　　実　　費
・その他の日常生活費　　実　　費

（２）　その他

医療費、特別食、行事参加費、各種クラブ費は、別途負担いただきます。

（３）　支払方法（契約書第６条）

料金、費用は１カ月ごとに計算し、翌月中旬までに前月分の請求をいたします。
２０日までにお支払いください。
※　お支払い方法は、ＪＡ振込、ＪＡ口座振替、現金の中からお選びいただけます。
ただし、現金払いは午前８時３０分～午後５時３０分（土・日・祝除く）に限ります。

7　通所の手続き

（1）　通所の手続き

まずは、契約している居宅介護支援事業所へお電話でお申し込みください。決定と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

並行して、通所介護計画を作成いたします。

（2）　利用を休みたいとき

前日の午後５時までに施設に連絡してください。

突然の場合でも、当日の午前８時００分までにご連絡ください。

8　施設利用に関する事項

（1）　喫煙　　指定の場所において、自由です。

（2）　設備・器具の利用　　身体の状況に合わせ、自由に利用できます。

（3）　金銭・貴重品の管理　　多額の金品はご遠慮ください、責任を負いかねます。

9　緊急時の対応方法　　（契約書第９条の４）

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

（1）　緊急連絡先

氏　　名		続　柄	
住　　所			
電話番号		携帯電話	

氏　　名		続　柄	
住　　所			
電話番号		携帯電話	

（2）　かかりつけ医及び主治医

かかりつけ医	
主　治　医	

１０　非常災害対策

（1）　防災時の対応　　指定通所介護ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山防災計画に基づき、迅速に対応します。

（2）　防　災　設　備　　建築基準法及び消防法による消防設備が完備しています。

（3）　防　災　訓　練　　年間２回以上の防災訓練を実施します。

（4）　防 災 責 任 者　　管理者

１１　サービス内容に関する相談・苦情

（１）　当施設ご利用者相談・苦情担当

南牧村ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ野辺山　管理者、生活相談員　　℡　0267-91-1155

（２）　第三者委員（オンブズマン）

油 井　信 隆　様　川上村児童民生委員　℡　0267-97-2849

田 中 夕 美 子　様　川上村児童民生委員　℡　0267-97-2449

小 山 恵 一　様　南牧村児童民生委員　℡　0267-98-8364

有 坂 し げ 子　様　南牧村児童民生委員　℡　0267-98-2573

大 工 原 一　様　ＪA長野八ヶ岳　℡　0267-91-1101

（３）　本事業所で解決できない苦情等は下記機関に申し出ることができます。

1）　長野県福祉サービス運営適正化委員会　℡　026-226-2210

2）　国民健康保険団体連合会　℡　026-238-1580

3）　市町村役場

・南牧村　℡　0267-96-2211

・北杜市　℡　0551-42-1111

4）　地域包括支援センター　℡　0267-96-1177

１２　運営推進会議

（１）　事業者は、事業所が提供している内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスを提供することで、サービスの質を確保することを目的として、「運営推進会議」を設置します。

（２）　利用者・家族/地域住民の代表者/村職員又は地域包括支援センター職員/サービスに関する有識者を構成員とする

（３）　開催頻度はおおむね6月に1回とし、事業所はサービスの提供状況を報告し、会議による評価をうけ、必要な要望・助言等を聞く機会を設け、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表する。

令和　　年　　月　　日

指定通所介護サービスの提供にあたり、利用者に対して重要事項について本書面に基づいて説明をしました。

事業者　　所在地　　長野県南佐久郡南牧村大字野辺山６５－３

名称　　南牧村デイサービスセンター野辺山

説明者　　職　名

氏　名

私は、事業者から指定通所介護サービスについての重要事項について本書面により説明を受けました。

利用者

住　所

氏　名

代理人

住　所

氏　名

（続柄）